The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	坂口安吾「土の中からの話」論 : 典拠・「私」語り
Author(s)	田中, 聡一
Citation	阪大近代文学研究. 2024, 22, p. 65-79
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/95295
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

坂口安吾「土の中からの話」論
——典拠・「私」語り——

田中　聡一

はじめに

坂口安吾が敗戦直後、実兄・献吉へあてた九月一八日付け書簡に次の文言が見える。「今後重大な社会問題としては失業対策として耕地問題即ち地主の土地分割という問題が提出せられると思いますが［中略］日本眼前の必要という差しせまった事態として之を見て、ゴマ化しのきく論法や態度をとらず、日本永遠の観点に於て、対処発論せらるべきです」(1)。ここからは、安吾がこの時期、「耕地問題」に関心を寄せていたことが端的にうかがえる。

そしてこの関心は、「土の中からの話」、「地方文化の確立について」（一九四六・二、『月刊にひがた』）、「堕落論」（一九四六・一二、『文学季刊』）などの実作に結実する。これらには「農民」や「農村」の「精神」に批判的な記述が共通して見える。「土地」を媒介に、先の書簡との通底した問題意識が指摘できる。

こういった問題には、「堕落論」（一九四六・四、『新潮』）などの影響力の大きさもあってか、従来注目が少なかった。しかし、安吾が少なくとも『新潮』に発表した「堕落論」を挟んで敗戦からの約一年半の間に、「耕地問題」に端を発する「農民」「農村」の問題に目を向けていたことは見逃せない。

本稿では、これら三作品のうち最も早く執筆されたと思しい「土の中からの話」に焦点を当てる。本作の分析を通じて、戦後の出発期における安吾の問題意識とそれに触発されたと思しい文学実践を具体的に把握したい。

一、本作の基本的な整理

本作の初出は未詳であるが、単行本『道鏡』（一九四七・一〇、八雲書店）に初収録の際、作品末尾に付された「昭和二十年」という記載などから、四五年の敗戦後に執筆されたとするのが通説である(2)。四五年の敗戦以後の安吾作品に関しては、他に尾崎士郎との同人誌『風報』用の原稿を二つ執筆したとされている。具体的には、一二月一一日に「焼夷弾のふりしきる頃」を、年末から翌年にかけて「哭堂小論」をそれぞれ執筆したとされる(3)。

ここで注意したいのは、この二作にて「耕地問題」や「農

民」「農村」への言及がないことである。当時、これらの単語と強く結びつけられていたのは、第一次農地改革として今日一般に知られている「地主の土地分割という」問題だろう。四五年一〇月九日発足の幣原喜重郎内閣の農相・松村謙三が就任直後の記者会見で実施を仄めかし、世間を騒がせたものである。

前掲書簡の内容と時期を考え併せると、本作はこの衝撃の中で執筆された――戦後の安吾作品のうち最も早く執筆された――蓋然性が高い。この意味で、本作について考えることは、戦後の出発期における安吾の実作での試みを問うことに繋がる。ここで、本作を分析するにあたり、作品構造に触れておきたい。

本作では、前半部(以下〈評論〉)で「大化改新以来今日まで」の「農民」の「排他思想」、「自主的に考へない」ことへの「私」による批判がなされる。「★」を挟んで後半部(以下〈創作〉)では、「土の中から生れた小さな話」を、「私」が「予定通り」に「書きた」す。つまり、本作は「★」を挟んで〈評論〉と〈創作〉とに分かれる構造を有しており、その両者を一貫するのが「私」の語りである。

本文の分析は、四節で詳しく行う。ここではその基本的な構造を把握することに留める。続いて本作に関する先行論を概観し、本稿の問題意識を明確にしたい。

二、先行論の概観および本稿の問題意識

本作に対する最初の言及は、冬樹社版『定本坂口安吾全集』第三巻(一九六八・七)の関井光男・肥田晧三による「解題」である。すなわち、「この作品は土にまつわるおとし話であ」り、「未定稿のような印象を与える」。それは本作の「主題が分裂しているから」である。また、『土とふるさとの文学全集9』(一九七六・四、家の光協会)の杉浦明平「解説」には、「農民論には耳を傾ける部分もあり、小説にはユーモラスなところもあるけれど、全体としてしまりがない」とある。

これらには、具体的な本文分析や、その主張に対する具体的根拠は見られない(4)。しかし両者からは、〈評論〉と〈創作〉との接続部分に関する問題視が共通して確認できる。当該箇所は、先に見たように「★」で済まされている。確かに接続の流れはスムースでなく、やや乱暴な印象さえも受ける。ただ同時に、「私」がこの流れを「予定通り」としていたことも事実である。これらの議論とテクスト内容との齟齬をひとまず確認したうえで、近年の先行論を見ていきたい。

初めてテクストに即して具体的な議論を展開したのは、宮澤隆義「思考の地盤」を掘ること――「土の中からの話」」(5)である。宮澤は、同時期に進行していた農地改革と、それに関わる一九三〇から四〇年代における歴史学で積み上げられた「土地」に関する議論を参照し、本作を同時代

状況に配置する。そのうえで、「「土の怨霊」についての議論と「説話物語」の持つ文脈を越えて「現代」と接続する時空間とを重ねることで、「土」の持つ反復的で亡霊的な影響力を浮き彫りにしている」作品として本作を評価する。

続いて藤原耕作「坂口安吾「土の中からの話」論」(6)は、「典拠との関係性を確認しておくこと」が「一見「分裂」して見える前半と後半との関わりを考えていくことにも、新たなヒントを与えてくれる」として、典拠の確定を試みる。その上で、「後半のもくろみは、前半で「投げ出」した「不合理や矛盾」に「解決や解釈」をつけることではなく、それをそのまま「肯定」し「丸呑み」にし、「笑ひ」によって「昇天」させることではなかったか」と、安吾ファルス作品の系譜に位置づける。

宮澤、藤原両論では、件の接続部分の解釈、同時代文脈や安吾作品群での位置づけ、典拠への言及がなされた。両論により本作の理解が格段に進展したことに疑いはない。

ただ両論は、本作についてエッセイなのか小説なのかについて明言を避けている(7)。確かに、〈評論〉と〈創作〉で構成される本作の構造を踏まえると、これは妥当かもしれない。

しかし、次の事情を踏まえると、この姿勢には留保が必要と思われる。それは、単行本『道鏡』の表紙に「小説集」とあること、同「後記」に「私は、今、この小説集をだすに当つて」という文言が見えることである。つまり、単行本収録時にて本作は、他の自伝的小説、ファルス小説、歴史小説と並んで「小説」とみなされていたことがうかがえるのだ。

以上より、本作を〈評論〉と〈創作〉で構成される一篇の「小説」として見なす視座が求められる。その際、本作を一貫する「私」語りの構造が問われねばならないだろう。

この問題意識より、本稿では「私」語りの方法を検討することで本作について考える。ただ、作品本文と「典拠との関係性を確認しておくこと」が、〈評論〉と〈創作〉の接続を考えることに資するとした藤原の言は示唆的である。そこで、次節では藤原論の成果に依拠しつつ典拠の再検討を行いたい。

三、典拠の再検討

具体的な検討に移る前に、藤原の指摘を確認したい。藤原は、前掲宮澤論と『坂口安吾蔵書目録』(一九九八・八、新津市文化振興財団)を参照し、次のように指摘している。

> [前半の]主たる典拠として想定されたのは瀧川政次郎『法制史上より観たる日本農民の生活　律令時代下』であった。同書上巻の所蔵は確認されていないが、併せて参照した可能性があるだろう。／次に後半は、[中略]『今昔物語集』[中略]巻第二〇「紀伊国名草郡人造悪業受牛身語　第二十二」が主たる典拠であることが判明した。(三六一三七頁)

ここに見える瀧川政次郎『法制史上より観たる日本農民の生活　律令時代』（以下、『生活』）は、上巻が一九二六年四月に、下巻がその翌年一〇月に同人社書店より刊行された。本書は表題の通り、法制史の観点から古代日本の農民の生活について実証的な考察を施したものである。本書の議論で注目すべき箇所は、本論前編の第一章「土地制度より観たる農民の生活」（上巻、六一-二〇二頁）である。その要点を記すと次のようになる。

大化の改新が行われた時代の「口分田一町の収穫は、平均三百一束四把三分弱」であることが「政事要略、第五十三」から導ける。そこから、「標準房戸の口分田の収穫は、平均約稲三百九十八束」であると判明する。ただし、それは「収穫総額」であり、「収入総額」は「縦へ肥料の額は度外視しても、種稲の額だけは控除」しなければならない。「収入総額」は「三百七十二束六把七分弱」となる。これは当時の標準的な家庭の食糧を「到底」「満し得る」ものではなく、およそ「五分之三を満たすに過ぎない」。つまり、「口分田が令の規定通りにさへ与へられて居れば、此の時代の農民の生活が安全であつたと考へる従来の歴史家の考へは、大きな間違であると云はねばならない」。ゆえに、人々が生活していくためには、農閑期に別の仕事をしなくてはならないが、律令の規定ではその時期は納税の時期に当たっていた。

このようにまとめられる瀧川の議論は、大化の改新で成立したとされる古代律令国家の公地公民制が名ばかりのものであり、口分田からの収入だけでは農民が生活できないという実情を実証的に明らかにしたものと評価できる。瀧川は、欠陥を抱えた名目に過ぎない〈制度〉としての公地公民制に、〈個人〉としての〈農民〉が如何に対峙したかに目を向ける。そこでは、〈農民〉が「土地」を媒介として、如何に天皇や貴族、武士といった権力者と関係を取り結んだかということが言われる。ただし『生活』は、公地公民制の建前と〈農民〉の相克が武家政権を成立させるに至った、という記述に留まっている。差し当たりこのことをおさえ、藤原の議論を続けて確認する。

『生活』下巻に加えて藤原は、〈評論〉における各記述の典拠として次の五つも指摘している。田中丘隅『民間省要』、結城哀草果『続村里生活記』（一九三七・三、岩波書店）所収の「寒山拾得」、『今昔物語集』巻二八「信濃守藤原陳忠落入御坂語　第三十八」、『日本後記』巻二一「嵯峨天皇弘仁二年三月甲寅」、『日本文徳天皇実録』巻四「仁寿二年二月壬戌」がそれである(8)。

藤原の議論を簡単にまとめると次のようになる。まず〈評論〉では、『生活』下巻が「日本の歴史」を語る際の典拠であり、そこから独立して、『民間省要』以下の五点が個別の記述に採用されている。また、〈創作〉の典拠には『今昔物語集』前掲話が採用されている。

確かに【口分田の班給→重税の脱税→荘園の発展→貴族の没落→武士の勃興】という、〈評論〉で「私」が「日本の

歴史」を語る図式は、藤原が言うように「瀧川書をほぼ忠実になぞったもの」である(9)。しかし、『生活』には藤原が言及していない重要な記述も見える。次に引用するものは、藤原の見立てに再考を迫るものである。

日本霊異記には、聖武天皇の御代に、紀伊国名草郡三上村の人々が、薬王寺の音楽料を岡田村主某と云ふ者に預けて、酒を作らしめて利息を収めたが、或人が其の酒を借りて償はずして死んだ為めに、死後牛と生れ替つて其の債務を果したと云ふ話が見えてゐる（上巻、二一九―二二〇頁）

肥後守道首名、美濃介藤原高房、備国守大伴今久等の良国司が、何れも其の溝池修築の功によつて人民から感謝されてゐる[後略]（下巻、三一七―三一八頁。「今久」は「今人」の誤記か。）

今昔物語には、国司が其の本來の面目を発揮した面白い話が見えて[ママ]ゐる。信濃守藤原陳忠は、任期終へて都に還る途中[後略]（下巻、三八一頁）

これら三つのうち一つ目の引用は、藤原が〈創作〉の典拠として指摘していた『今昔物語集』巻第二〇「紀伊国名草郡人造悪業受牛身語　第二十二」の出典とされる『日本霊異記』中巻「貸用寺息利酒不償死作牛役之償債縁　第三十二」に関する記述である。二つ目の引用のうち、「藤原高房」に関する記述は『文徳天皇実録』巻四「仁寿二年二月壬戌」に、「大伴今久[人]」に関する記述は『日本後紀』巻二一「嵯峨天皇弘仁二年三月甲寅」にそれぞれ見える。三つ目の引用の、「藤原陳忠」の記述は『今昔』巻二八「信濃守藤原陳忠落入御坂語　第三十八」に関するものである。

このように、『生活』下巻の記述には、藤原が個別に指摘していた〈評論〉の典拠の一部が確認できる。さらに、〈創作〉の典拠とされていた『今昔物語集』の出典が『生活』上巻に見えることは極めて重要である。この事情を踏まえた場合、藤原があくまで「可能性」として提示していた、『生活』上巻が参照された蓋然性は高い。〈創作〉の典拠は『日本霊異記』中巻「貸用寺息利酒不償死作牛役之償債縁　第三十二」に求めるべきだろう。そして、『生活』上巻をも典拠に求めるのであれば、本作を考察する際、先に整理した瀧川の一連の議論も視野に入れなければならない。

『生活』の記述と本作の記述を詳細に再検討してきたことで見えてきたのは、『生活』下巻だけでなく、上巻までもが〈評論〉と〈創作〉にまたがって典拠となっているということである。そして、〈創作〉の典拠は、藤原の指摘した『今昔物語集』ではなく、その典拠である『日本霊異記』に求める必要がある(10)。以上の議論を念頭に置きつつ、続いて具体的に作品本文を検討する。

四、「私」語りの検討

先述の通り、小説「土の中からの話」を分析するにあたっては、その「私」語りの方法を問う必要がある。本節では〈評論〉と〈創作〉を個別に検討する。以下、順に見ていく。

四―一、〈評論〉の検討

本作冒頭では、「私」が子供の頃に「新聞紙」をまたいだとき、「新聞記者」の「親父」から叱られたことが語られる。「私」はその理由を、「誰しも自分の商売に就ては」「いのち」を感じているものであるから、と推測する。というのも、小説家の「私」にとって「原稿用紙」、「書きあげた五十枚ほどの小説」は「身体の一部分」のように大切なものであるからだ。これに続いて、「レター・ペーパー」と「原稿用紙」をめぐる「友達の画家」と「私」との見解のすれ違いが語られる。

このように冒頭では、「原稿用紙」が小説家の「私」にとって重要な意味を持つ存在として繰り返し提示される。そして、〈評論〉の核となる「農民」「農村」の「精神」批判を展開する端緒にて「私」は、「農民といふものはやつぱり我々同様、作者」だと、自身と「農民」をなぞらえつつ、次のように述べる。

すなわち、小説家の「私」にとっての「原稿用紙」は、「農民」にとっては「土」に相当する。しかし、「原稿用紙」自体は思索することも推敲することもないのに比べると、土自体には発育の力も具はつてゐる」。ここで、「私」にとっての「原稿用紙」は、「思索」「推敲」を「作者」たる「私」に要請するモノとされている。

これに加えて、本箇所からは「私」語りの性格が端的にうかがえる。それを確認するために、宗像和重「制度としての原稿用紙――その予備的考察――」(11)を参照したい。宗像は、原稿用紙が当初翻訳の現場で必要とされたこと、および四百字詰のフォーマットが文学者にとって共通のものになったのが明治四〇年前後であることを指摘している。

まさに、小説家の「私」にとって、「原稿用紙」とは自身の職業にまつわる〈制度〉としてあったと言える。そして、「私」はこの「原稿用紙」の〈制度〉に自覚的である。というのも、「私」は冒頭で「五十枚の小説」とするように、「小説」が「原稿用紙」に規定されることに自己言及的だからだ。つまり「私」は、そこに文字を書きつける主体に「思索」「推敲」を要求する「原稿用紙」に向かい、「思索」「推敲」を重ねつつ、本作を「作る」存在として自身を提示している。「原稿用紙」の上で「小説」を「作る」ということに言及しつつ、「原稿用紙」の上で本作を「作る」という行為遂行的な営み。本作の「私」語りは、冒頭にて如上の図式で提示される。本作は、「小説」を「作る」「私」の創作行為の過程を描くメタ小説と言えるだろう。

続いて、「大化改新以来今日まで」の「歴史」が、「土地」と「農民」を軸に語られる。この箇所は、「土と農民との関係」が「大化改新以来」「殆ど変化」なく続いており、「損得勘定」が「奈良朝の昔から今に至る一貫した農村の性格」であることを述べ立てるために置かれている。先にも見たように、一連の記述は、『生活』と田中丘隅『民間省要』に大きく拠っている。ただ同時に、「私」の議論とそれらとの差異も問われねばなるまい。というのも、藤原も指摘しているが、「歴史」の「原動力」としての「農民」の動きに、「私」は『生活』とは異なる見解を提示しているからだ。

まず、『生活』では藤原氏の隆盛が朝廷権力の衰退をもたらし、ゆえに荘園が増して国衙が減少したという「従来の歴史家」の説が次のように否定される。すなわち、「背後には調庸の重課を逓れ、国司の誅求を避けんとする民衆の大きな力が働いてゐる」（下巻、一四八頁）。あるいは、摂関政治の始りは「不当なる律令の土地及租税の制度の桎梏より脱去せんとする民衆の力、則ち「ママ」農民の動きの結果」（下巻、四四八頁）とされる。このように、『生活』は「農民」の行為に肯定的と言える。

翻って「私」は、「逃亡」や「浮浪」、「戸籍」の「ごまか」しによる「脱税」、さらに「荘園」への「土地」の「寄進」といった「法規の目をくぐるといふ狡猾な手しか対処の法」がなかった「農民の個人々々の損得観念、損得勘定の合計が日本の歴史を動かしてゐる」とする。しかし、彼らはそのように言われても「納得しないに相違な」い。「農民」は「思考の中心が自我になく、その代り、いはば思考の中心点が自我の「損得」に存してゐる」。このように「私」は、「農民」を自己反省が欠如した存在として否定的に見ている。

ここから、「農民」の行為を評価する点で「私」が典拠の『生活』から逸脱した語りを行っていること、すなわち「私」の「思索」の痕跡が見て取れる。これに加えて、次の二点も指摘したい。まず「私」は、瀧川が提示した「大化改新」でなされた公地公民制、つまり「土地の国有」が名目としての〈制度〉に過ぎなかった――農民の生活の維持という点において欠陥を抱えた〈制度〉であった――ということを受容していること（12）。そして、「私」がその主張を踏まえた上でなお、〈制度〉に対する〈個人〉つまり「農民」の動きに否定的な解釈を加えていることである。

後者について詳しく言えば、「私」の批判の眼目は、名目にすぎない〈制度〉によって不利益を被るはずの「農民個人」の抵抗の仕方が「法規の目をくぐるといふ」ものである以上、〈制度〉の範疇を超え出ないことにある。「農民は常に今居る現実を善とし真とし美とし、これを改良することを不善とする」のだ。さらにそのことが「日本歴史を動かした」と言われたとしても彼等が「納得しない」こと、いわば「農民」の「個人々々」がその行為の性格に無自覚なことへの批判と言える。以上をまとめると、その動機が「損得」にあることを認めつつ、名目に過ぎないにせよ〈制度〉に対峙する「農民」を評価するのが『生活』だとすれば、その対峙の仕方が〈制度〉の範疇にあること、および

そのことに無自覚なことを問題視するのが「私」だと言える。

以後、「損得勘定」にとらわれ、「改良の精神」を持たず、自己反省の欠如した「農民」のメンタリティへの批判が続く。そこでは、「農民」が歴史を通して「徹頭徹尾己れの損得観念」にとらわれていること、「日本の農村だけは、他人だけ悪くて、自分は悪くない」という主張が言われる。「結城哀草果」、『生活』、「越後の農村の諺」、「伊太利喜劇」、「今昔物語」といった、洋の東西と時代を問わない具体例の羅列は、「私」の主張を補強するために置かれていると言える。

ただし、本稿の問題意識の上で注目したいのは、〈創作〉に至る直前の次の箇所である。少々長くなるが、次に引用する。

これ[自己反省の欠如]は一つは土のせゐだ。[中略]農民の大地は自分の耕す寸土だけで[中略]ただこの寸土とそれをめぐる関係以外に精神がとどかないので、人間だか、土の虫だか、分からぬやうな奇妙な生活感情からぬけだせない。土地の私有がなくならぬ限り、農村の魂は人間よりも土の虫に近いものから抜けだすことは出来ないやうだ。[中略]農村は昔のままだ。それは土が昔のままで、その土を所有してゐるからである。だから、この噺は土の中から生れた噺なのだが、それなら、農民が土を私有しなくなつたらこんな噺はなくなるかといふと、然し、農民が土を私有しなくなる、ところが、困つたことに、農民が土の怨霊から脱けだす時がきても、人間といふ奴が、死んだあとでは土の中へうめられて土に還つてしまふので、どうも、これは、困つた因縁だ。結局、話が人間といふことになつては、私の屁理屈やおしやべりはもう及びもつかない。とにかく私は予定通り、土の中から生れて来た小さな話を書きたしておかう。（一六三頁）

ここでは、「農村」が「昔のまま」であるのが、「土が昔のままで、その土を所有してゐるから」とされる。注目すべきは、「土を所有」することと「土を私有」することが区別されていることである。『生活』から「私」が逸脱して語る箇所を振り返りたい。すると、『生活』では〈制度〉の欠陥を利用して「農民」が「土地」を媒介に権力者と関係を取り結んでいたことが肯定的に言われていたのに対し、「農民」が〈制度〉にとらわれていながらそれに無自覚であるとして、「私」は否定的なのであった。

つまり「私」は、「農民が土を私有しなくなる」からといって、〈制度〉上の「私有」者が変わるだけであって、その〈制度〉に規定された「農民」が「土」を「所有」する関係が不変であること、そしてそれを自明視することを問題にしている[13]。「土」は、「農民」に「所有」されることで「寸土」すなわち「耕作」する「土地」になる。繰り返しになるが、「寸土」を規定するのは、「農民」が無自覚にとらわれたままの〈制度〉に他ならない。

この理路によって、自己反省が欠如しているために「大化改新以来今日まで」変わらずに来った、〈制度〉にとらわれ、それに目を向けることのない「農民」の「精神」を「改良」することが求められる。「昔のまま」である「土」とは、その意味で〈制度〉に規定された「土地」の謂いであろう。「土」と自己との関係性に自覚的になることが、「所有」を規定する〈制度〉そのものに目を向けること、すなわち「大化改新以来今日まで殆ど変化といふものがない」「農民」の「精神」を「改良」する契機となるのである。

しかし、「農民」に関する議論が「人間といふこと」になると、「私の屈理屈やおしやべりはもう及びもつかない」。そこで、「私」は「予定通り」に「土の中から生れて来た小さな話」、つまり〈創作〉を「書きた」すのである。「私」が「人間」については口ごもらざるを得ないゆえに〈創作〉を「書きた」すことの意味を考える上で、この「話」が、すでに指摘したように、『日本霊異記』を典拠としていることは重要である。

つまり、本来異質なものであるはずの「土」と典拠とが、〈創作〉の直前で、言葉の上で等価に扱われるのだ。すると〈創作〉は、小説家の「私」が典拠（＝「土」）の『日本霊異記』を、「原稿用紙」（＝〈制度〉）の上で実際に「改良」してみせるものと言える。その意味で「予定通り」という語は、小説家の「私」が抽象的な「人間」の議論に「及びもつかない」代わりに、「農民」の「精神」に対する自らの主張を、「小説」という自身の領分で実践することへの意識的なありさまを示しているだろう。

これまでの議論と、「原稿用紙」の上で自覚的に本作を「作る」という行為遂行的な語りの性格とを総合したい。すると、〈評論〉の語りは次のようにまとめられる。すなわち、「私」は「思索」「推敲」をしながら、「原稿用紙」に向かい、「自主的に考へ」ない「農民」の「精神」を問題化する。それは、「土」を「土地」、「寸土」として規定する〈制度〉に目を向けさせようとする主張と言える。「私」は、その主張を典拠に触発されながら、しかし、無批判に受け入れるのではなく、「改良」という「思索」を交えて行っている。

次に、「予定通り」に「書きた」された「私」の主張の実践としての〈創作〉を検討する。

四―二、〈創作〉の検討

〈創作〉と典拠『日本霊異記』の大筋は、酒を返せずに死んだ「物部麿」が死後、「牛」となって働かされるも、最終的には解放されるというもので同じである。しかし、細かい筋や登場人物のレベルでは、異同も少なくない。それらの詳細な整理は藤原論に譲るが、なかでも「和尚」と「桜大娘」という登場人物と、この二人に関わる末尾が重要である。

そもそも「和尚」は『日本霊異記』には登場しない。「牛」が出るのは、「和尚」ではなく、「石人」なる人物の夢の中である。そして「桜大娘」は『日本霊異記』にて「石人」

の妹であり、「麿」が「二斗の酒」を返さなかったことを証言する人物である。藤原が正しく指摘しているように、「薬王寺の坊主」＝「和尚」と「物部麿」の「女房」としての「桜大娘」とは「小さな話」にて仮構された人物」なのである。

そして『日本霊異記』の末尾では、仏典「成実論」の「当知負債不償。非尤彼報。豈敢忘矣。所以成実論云。若人負債不償堕牛羊麞鹿驢馬等中償其宿債者。其斯謂之矣」(14)という、負債の返済が能わなければ禽獣に身を落としてそれを返済せねばならない、ということを論す一節が引かれる。対して〈創作〉の末尾では、「麿」の結婚相手であった「桜大娘」と「和尚」の会話が語られている。以上を念頭に、〈創作〉を順に見ていきたい。

まず冒頭では、怠け者の「麿」が「桜大娘」との婚礼の際に彼女から言われて「和尚」から借りた酒を返せぬまま危篤に陥る。その後、「和尚」が「お釈迦様が経文に説いておいでになること」として「麿」に「牛に生れ変つてきて、八年間働かねばな」らないという宣告を行う。翌朝、「寺男」が「牛」を発見したことを「和尚」に告げると、「ああ、さうか、よしよし、それではゆふべ死んだものとみえる。それはウチの牛だから今日から野良に使ふがよい」と彼は答える。それに対し「寺男」は、「和尚」が「牛」を購入したのか、と問い返す。「和尚」は「マア、さうぢや。」と答えを濁す。

ここからは、「和尚」が「寺男」との会話をズラしているさまがうかがえる。宮澤が言うように、「和尚」は「いかにして麿を所有することになるかというプロセス」を明らかにしない。加えて次の三点も確認しておきたい。まず、「寺男」が「和尚」の行為を微塵も気に掛けず、「牛」を容赦なく酷使すること。そして「牛」ならぬ「麿」は「五年間」辛抱したものの耐えきれなくなり、毎晩のように「和尚」の夢に現れ、彼を苦しめること。この「牛」の行為に頭を悩まされた「和尚」は、「このへんで勘弁してやるのも功徳といふものだらう」と考え、「特別に慈悲をしてやらう」と「牛」に告げて解放すること。

以上見てきた三者をめぐる冒頭からの一連の経緯を整理すると、次のようになる。まず、「麿」は「桜大娘」の言葉に従って酒を借りる。「和尚」は「経文」の解釈で「麿」ならぬ「牛」を使役する。「寺男」は「和尚」に「いかにして麿を所有するかというプロセス」を明らかにされないままに、その言葉に疑義を抱かず「牛」を酷使する。「麿」は「二斗の酒」の借金に関わって、「経文」とそれを説く「和尚」の言葉により、死後「牛」に変えられる。

共通して確認できるのは、「経文」や「和尚」の言葉といった、外部の規律に自己の行為が規定されており、そのことに無自覚な様子である(15)。彼らの「精神」のありようと〈評論〉にて批判の対象とされていた「農民」の「精神」のありようとの類似を確認し、件の末尾の解釈に移りたい。

「私」は先に見た「成実論」の一節を削除し、「和尚」が「桜大娘」のいる村を通った「ある日のこと」を末尾にて次

のように記す。

［和尚は］牛になつた男の女房だつた女が川で洗濯してゐるのを見かけた。この女は男が死ぬと何日もたたないうちに別の男のところへお嫁に行つて暮してをり、今しも男のフンドシを洗濯してゐる。［中略］「ウム、お互ひに、まア、達者でしあはせといふものだ。ところで、つかぬことを訊くやうだが、お前さんはこの一月ほど、牛がでて、そのなんだな、蹴とばされるやうな夢をみなかつたかな」／「なんの話だね。藪から棒に。和尚さんは人をからかつてゐるよ」／「いや、なに、ただ、牛の夢にうなされたことがないかといふのだよ」／「そんなをかしい夢を見る者があるものかね。ほんとに意地の悪いいたづら者だよ、和尚さんは」／女は馬鹿みたいにアハハアハハと笑つた。和尚はてれて、ひきさがつてきた。（一六八頁）

この箇所について宮澤は、「「経文」を理由に「牛」を所有していた和尚が、ただの「いたづら者」へと卑小化される瞬間」とし、「女は端的に、「経文」から世界を見ることを笑いとばしている」とする。そのうえで、彼女のこの振る舞いに、「「経文」が「土」と同様に人間の思考を拘束している」様を「解放」する可能性を見て取っている。

一方、先に確認したように「麿」と寺男の振る舞いも、「和尚」のそれとほとんど性格を同じくしている。このことを踏まえると、宮澤の指摘は、「麿」と「寺男」にも敷衍することが出来るだろう。つまり、「桜大娘」は三者を「笑いとば」す存在に見える。藤原が「来世まで「損得勘定」に縛られる男たちの姿と、一見同じ土俵の上で交渉していたかのように見えながら、実は全く違った次元」におり、彼らを笑い飛ばす彼女との対比を見て取っているのは、この関係を言い当てているだろう。

以上を総合すると、〈評論〉と〈創作〉では、「桜大娘」と「私」、そして「麿」ら三人と「農民」とが、一見それぞれアナロジカルな関係にあるように思える。ただ、ここでは〈創作〉にて書き換えられた「桜大娘」の設定について踏みとどまって考えてみたい。

すると、彼女が「麿」と結婚する時に「よその後家」であり、「麿」の死後すぐに「別の男」と暮らしていたことが注目される。彼女は作中で三人の男との生活を送っており、そのことを一向に気に掛けていない。そして、「麿」が「和尚」によって死後の労働を宣告された際、「お前さん経文にあることだから仕方がないよ」と、「経文」とそれに基づく「和尚」の言葉を盲目的に受け止めてもいた。彼女もまた、婚姻制度や「経文」、「和尚」の言葉などに自身の行為を規定されていながら、それに無自覚なことが確認できる。

つまり、〈創作〉にて語られる人物は「桜大娘」を含め、程度の差こそあれ、外部の規律に自身の行為が規定されており、そのことに対して無自覚と言える。このように、〈創作〉の検討からは、宮澤と藤原両論から総合的に導出され

た「桜大娘」と「私」、そして「麿」ら三人と「農民」というアナロジーの不成立がうかがえる。それは、「桜大娘」も「麿」らと大差がない人物として設定されているからである。

であれば、この典拠からの書き換えは、どのように意味づけられるのだろうか。この書き換えの意味を考えるため、次節では本項の分析と〈評論〉の分析とを併せ考える。このことで、メタ小説としての本作にて、〈評論〉のあとに「予定通り」に「書きた」されて接続される〈創作〉の意味づけ、ひいては本作全体の意味づけを行いたい。

五、〈評論〉と〈創作〉の接続
――まとめにかえて――

前節では、主に典拠からの書き換えに注目して〈評論〉と〈創作〉を見てきた。議論を改めて簡単に整理すると、以下のようになる。

まず〈評論〉では、小説家の「私」が自身の語りの性格を、本作を「原稿用紙」の上で「作る」という行為遂行的な営みとして規定する。すなわち、本作はメタ小説としての性格が付与される。その上で、「作るといふこと」を基点にした「農民」と小説家の「私」とのアナロジーが設定される。

「私」は瀧川政次郎『生活』を典拠に「日本の歴史」を「土と農民」の歴史として想定し、「農民」の「精神」を批判する。「私」が批判するのは、「農民」が名目としての〈制度〉にすぎなかった「大化改新」で打ち出された公地公民制にとらわれたまま、それに無自覚なことであった。最終的に「私」は、「農民」の「精神」を「改良」する契機を主張する。それは、「土」を「寸土」、「土地」として規定する〈制度〉に目を向けること、すなわち「土」と自身との関係性に目を向けることである。

そして、「★」の直前で「土」は、典拠に言葉の上で接続される。『日本霊異記』に材を取った「土の中から生まれた小さな話」としての〈創作〉が「予定通り」に「書きた」される。そこでは、外部の規律に自身の行為が規定されているにもかかわらず、それに無自覚な「麿」「和尚」「寺男」「桜大娘」が提示されていた。

以上のように振り返った上で、〈評論〉にて「農民」批判を展開する際に「私」が典拠を活用する次の箇所に注目したい。

> 今昔物語にかういふ話がある。／信濃の国司に藤原陳忠といふ男があつたが、任を果たして京へ帰ることとなり深山を越えて行くと、架橋の上で馬をすべらして諸共に谷底へ落ちてしまつた。[中略]この話は昔から国司や地頭の貪欲を笑ふ材料に使はれてをつて、今昔物語にも、このあとに尚数行あり[後略]（一六〇―一六二頁）

ここでは、「私」が『今昔物語集』という典拠に言及しつつ、それを書き換えながら「原稿用紙」の上に書いていることを確認したい。同様のことは他にも、「江戸時代の田中丘隅といふ農政家が」、「平安朝の昔、大伴今人といふ国守が」や「淳和天皇の頃、美濃の国守の藤原高房といふ人が」などにも見える。先述のように、本作にて典拠は、「土」と等号関係のものとして、「私」に理解されていた。すなわち、それだけでは「思索」も「推敲」しないものである。小説家の「私」が「思索」と「推敲」を交えて「原稿用紙」の上に書くことで、これらは「小説」（の一部）となるのだ。

繰り返すが、「私」が批判するのは、自身を規律する〈制度〉に目を向けていない「農民」の「精神」であった。これに関わって、小説家の「私」が経験した「新聞紙」をめぐる「新聞記者」の「親父」との、そして「レター・ペーパー」と「原稿用紙」をめぐる「友達の画家」との、それぞれ意見の相違をめぐる二つのエピソードを冒頭で繰り返していたことを思い起こしたい。

この行為は、小説家の「私」にとって「原稿用紙」がまさに自身にとって〈制度〉としてあることを執拗に確認するものと言える。「私」は、本作を書く行為が「原稿用紙」という〈制度〉の下にあることに自覚的である。

この点において「寸土」で耕作する「農民」同様に、「原稿用紙」の枠内で「作る」ほかない「私」は、「農民」や〈創作〉の登場人物らと決定的に異なる。〈創作〉は、〈制度〉と自身の関係性に目を向けない「農民」に対する批判の実践となっている。「桜大娘」の設定による、彼女と「私」とのアナロジーの不成立は、この点において重要だ。

以上を踏まえ、「私」の行為を次のように整理したい。すなわち、「農民」が「土」を「土地」に規定する〈制度〉に無自覚であるという点において彼らを批判すること。そして、自身の領分である〈創作〉にて、「土」ならぬ典拠を〈制度〉としての「原稿用紙」の枠内において「思索」「推敲」を交え「小説」として「改良」することで、〈制度〉との自身の主張する関係性のありうべき構築可能性を示すこと。この意味で、〈創作〉は「予定通り」に置かれている。

安吾が戦後初めて執筆したと思しい「土の中からの話」では、「作るといふこと」にはらまれる問題として〈制度〉に対する〈個人〉の対峙の仕方が提示されている。本作は、「私」が如上の問題に対して〈制度〉に自覚的であることの必要を主張し、実践したメタ小説として意味づけられる。安吾の戦後の出発は、「作るといふこと」を媒介に自身の創作について改めて考え直す営みであったと言える。

注

（1）引用は『坂口安吾全集16』（二〇〇〇・四、筑摩書房、一三頁）より。

（2）『道鏡』「後記」にある「終戦後の作品以外のものは、私が三十歳前後に「作品」といふ雑誌に書いたもの」という文言も傍証となる。本稿は後注5宮澤論、同6藤原論の立場を継承している。

(3) 安藤宏・大原祐治・十重田裕一編『坂口安吾大事典』(二〇二二・六、勉誠出版) 所収の七北数人「坂口安吾年譜」を参照。

(4) ほかに、「一種の残酷物語だが、土や農民、そして女の執念に対する作者のやりきれない嫌悪が表現されている。」とする奥野健男(『坂口安吾』、一九七二・九、文藝春秋社)や、「安吾は、農民の「損得観念」や「排他思想」に凝り固まった姿を、揶揄的な筆で軽妙に描き出している」とする川村湊「解説 安吾の「ふるさと」」(『桜の森の満開の下』、一九八九・四、講談社)がある。

(5) 宮澤隆義『坂口安吾の未来 危機の時代と文学』(二〇一五・二、新曜社、一四六-一六六頁)

(6) 『国語と国文学』第九九巻第九号(二〇二一・九、東京大学国語国文学会、三二-四八頁)

(7) 宮澤は、「地方文化の確立について」を「評論」としており、藤原は「茶番に寄せて」(一九三九・四、『文体』)を「エッセイ」とするように、本作以外の安吾作品について小説か否かという区分を議論の中で提示している。

(8) ただし、荻久保泰幸・島田昭男・矢島道弘編『国文学解釈と鑑賞別冊 坂口安吾事典 [事項編]』(二〇〇一・一二、至文堂)所収の池内輝雄編「坂口安吾 引用事典」所収「日本(その他)」項で原卓史が『民間省要』を、同「日本(古典)」項で渡邊史郎が「寒山拾得」以外をそれぞれ藤原に先行して指摘している。

(9) 藤原の言及はないが、「当時の民俗は役夫道路に病死すば、路頭の家の者は、其の同行者を捉へて、強いて祓除せしめると云ふ有様であつたから、行路病者となつた庸調の脚夫は、人の恤養する無くして、多く山野に野たれ死した」という『生活』下巻(八五頁)の記述は、本作の農民が旅人の死体を見捨てるという逸話の典拠だろう。なお、この対応関係について原卓史は『坂口安吾大事典』所収の「土地(ローカリティ)」項で「地方文化の確立について」との対応を指摘している。

(10) ただし、『民間省要』と「寒山拾得」は『生活』には見えない。安吾によるこれらの受容の実態は、本稿執筆時点で不明である。

(11) 宗像和重『投書家時代の森鷗外 草創期活字メディアを舞台に』(二〇〇四・七、岩波書店、一一五-一三四頁)

(12) 藤原は、「土地の私有」を否定し、「土地の国有」を言う本作の箇所について、「土地の国有」化は、「大化改新」で既に実現されていたにも関わらず、それがなし崩しになって「殆ど変化といふものがな」い「農村」や「農民」の現状があるわけで、たとえまた「土地の国有」化がなされたとしても、それが「農村に本質的な変化や進化」をもたらすかどうかは疑問なしとはしない」として本作に「大きな矛盾」を見て取る。しかし、この見立ては、前提となる〈制度〉が建て前なのか否かという判断を捨象して成立している。

(13) 本箇所について宮澤は、「地方文化の確立について」の「歴史家は土地制度の欠陥が貴族をふとらせたり武士を発生させたと言ふのであるが、見方を変へると、土地制度の欠陥を利用した農民達の狡猾さが日本を動かす原動力になつてゐ

たと見ることもできる」という記述から「「主体」が可能か否かという問題に行くよりもまず、「土地」の持つ力に即して既に「主体」がある形で構成されてしまっている」ことが問題視されているとする。しかし、ここではむしろ「土」が「土地」に変えられること（への無自覚さが言われていると見たい。

（14）『日本霊異記』当該話の引用は、「土の中からの話」全体の典拠でもある、『生活』にて参照されている『群書類従』第一七輯（一八九四・八、経済雑誌社）からである。

（15）「和尚」が「牛」を解放することに、彼の「損得勘定」を見て取ることも可能だろうが、ここでは「経文」の法解釈によって所有された牛は、同じく法解釈の形をとって一応解放される」という宮澤の指摘に従いたい。

※「土の中からの話」の本文引用は単行本『道鏡』（一五一―一六八頁）に拠った。

※引用文中の「／」は改行を、［　］は稿者による補足を示す。引用文中の傍点は原文ママであり、旧字体は適宜通行のものに改めた。また引用文中における書誌情報について割愛し、別箇所で当該情報を補ったものもある。

※本稿は、坂口安吾研究会第四〇回研究集会での口頭発表（「坂口安吾「土の中からの話」論――典拠および「私」語りに注目して――」）の内容に大幅な加筆修正を施したものである。

（たなか　そういち／本学博士前期課程）